

相談名	内容	緑区役所 市民相談室 042-775-1773	中央区役所 市民相談室 042-769-8230	南区役所 市民相談室 042-749-2171	城山 まちづくりセンター 042-783-8103	津久井 まちづくりセンター 042-780-1400	相模湖 まちづくりセンター 042-684-3214	藤野 まちづくりセンター 042-687-5514	相談時間	相談員
市民相談 【電話相談可】	夫婦、家族など日常生活上の悩みごとなどの相談	毎日	月～金曜日	月～金曜日	水曜日	月曜日	第1・3火曜日	第2・4火曜日	1 午前9時～正午 午後1時～4時	市民 相談員
2法律相談 3予約制	相続、離婚など個人に係る日常生活上の法律全般の相談	水曜日 (当日電話予約) 第4木曜日 (事前予約)	火曜日 (当日電話予約)	金曜日 (当日電話予約) 第2木曜日 (事前予約)	第2金曜日 (事前予約)	第3金曜日 (事前予約)	5、8、10、2月の 第4金曜日 (事前予約)	6、9、1、3月の 第4金曜日 (事前予約)	午後1時30分 ～4時 (1人20分以内)	弁護士
他の機関の法律相談もご利用下さい。		<ul style="list-style-type: none"> ・県民の声・相談室 弁護士相談：県高合同庁舎（第1・3木曜日 午後1時～4時） 問合せ・予約は、県央地域県政総合センター高相分室 042-745-1111（内線600） ・日本司法支援センター（法テラス小田原）：問合せ・予約は、0503383-5370 資力が少ない方には、「民事法律扶助」という弁護士・司法書士費用の立替制度があります。 ・多重債務問題などの相談は、消費生活センターもご利用ください。消費生活総合センター042-776-2511 								
行政相談	国や特殊法人などの仕事についての意見や要望	第3水曜日	第2水曜日	第1水曜日	奇数月 第2木曜日	偶数月 第1金曜日	奇数月 第3木曜日	偶数月 第2金曜日	午後1時30分 ～4時	行政相談 委員
人権相談	人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとの相談	第4金曜日	第1・3金曜日	第2水曜日	第1金曜日	第2水曜日	第2金曜日	第3水曜日	午後1時30分 ～4時	人権擁護 委員
		・お急ぎの場合は、横浜地方法務局相模原支局常設相談所（042-753-2110）をご利用ください。月～金（祝日、年末年始を除く）								
2税務相談 予約制	土地売買、相続、贈与などの税金の相談	第2月曜日 (当日電話予約)	第1・3月曜日 (当日電話予約)	第4月曜日 (当日電話予約)	/				午後1時30分 ～4時 (1人30分以内)	税理士
2登記相談 予約制	不動産売買、相続に伴う登記などの相談	第1木曜日 (当日電話予約)	第4水曜日 (当日電話予約)	第2水曜日 (当日電話予約)					午後1時30分 ～4時 (1人30分以内)	司法書士
2新築・増改築・ 修理工等の相談	住まいの新築・増改築・修理についての技術的な相談	第2木曜日	第3木曜日	第1木曜日					午後1時30分 ～4時	相談 協力員
労働相談 【電話相談可】	労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などの相談	木曜日		/					午前9時～正午 午後1時～4時	神奈川県 相談員
2社会保険 労務士相談	年金、健康保険、賃金・解雇などの問題の相談	第2金曜日	第1水曜日					第3水曜日	午後1時30分 ～4時	社会保険 労務士
2行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書、契約書、官公署への書類の作成などの相談（法的紛議案件に係るものを除く）	第2火曜日	第1・3水曜日					第4水曜日	午後1時30分 ～4時	行政書士
2不動産相談 緑区以外予約制	不動産取引（空き家を含む）や借地・借家契約などの相談	第3月曜日	第2金曜日 ・第4月曜日 (当日電話予約)					第1月曜日 (当日電話予約)	午後1時30分 ～4時 (1人30分以内)	宅地建物 取引士
2交通事故 相談 予約制	交通事故の発生に関連して生ずる各種問題についての相談	第1金曜日 (事前電話予約)	月曜日 (事前電話予約)	第3月曜日 (事前電話予約)	/				午後1時30分 ～4時 (1人30分以内)	弁護士
		・お急ぎの場合は、神奈川県交通事故相談（045-312-1121）をご利用ください。月～金（祝日、年末年始を除く）								
外国人相談 専用 042-769-8319	市政や日常生活に関する一般相談	/		中国語 水曜日 スペイン語 金曜日 ポルトガル語 金曜日 英語 第3水曜日	/				午前9時～正午 午後1時～4時	外国人 相談員
				弁護士による法律相談を第4木曜日（午後1時30分～4時）に行っています。（外国人相談時に予約受付）						

交通事故相談は、次のとおり振替実施します。
 緑区：平成30年1月5日（金）から1月12日（金）
 南区：平成29年7月17日（月）から7月10日（月）
 平成29年9月18日（月）から9月11日（月）

弁護士による法律相談を第4木曜日（午後1時30分～4時）に行っています。（外国人相談時に予約受付）

【緑区役所市民相談室は、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日開所（ただし、登記相談は祝日は行いません）。その他の相談室は、土・日・祝日、年末年始は休みです。】

- ・相模原市在住・在勤・在学の方が対象です（労働相談・交通事故相談は市外の方も相談できます）。 ・契約書等の書類の作成 ・審査、交渉などは行っていません。
- ・予約制の相談は、8時30分から先着順で予約を受け付けます。事前予約の受付開始日は、 は2週間前、 は同一週月曜日、 は前週水曜日（いずれも相談室が休みの場合は前日）です。
- 1 中央区役所市民相談室での市民相談は午前9時～午後5時まで行っています。 2 12月28日～1月5日は行いません。 3 同一内容での相談は、1回のみです。